

<論 文>

## 現代巨大企業における所有と支配

——北原勇氏の「会社それ自体」論をめぐって——

一ノ瀬 秀文

### 1 大企業の所有と支配をめぐる2つの理論的潮流

——「金融支配」論と「経営者支配」論——

現代資本主義の政治と経済において巨大銀行と巨大産業会社が果たしている基軸的役割とその支配的地位について、これまで、さまざまに論じられてきた。とくに、世界経済恐慌が吹き荒れた直後の1936年にバーリ＝ミーンズが彼らの共著『近代株式会社と私有財産』(Adolf A. Berle / Gardiner C. Means, *The Modern Corporation and Private Property*, School of Law, Columbia University, The MacMillan Company, New York, 1936. 北島忠男訳、文雅堂書店、1958年) のなかで、「少しの支配力をもたない富の所有権、また、少しの所有権もない富の支配なるものが、株式会社発展の論理的所産として出現する」(Ownership of without appreciable control and control of wealth without appreciable ownership appear to be the logical outcome of corporate development. [op. cit., p. 69. 訳 88ページ]) ということ、すなわち企業の実質的支配権が所有者から経営者の手に移ったということを実証によって主張したとき、その理論的およびイデオロギー的インパクトにはかなり強烈なものがあった。それ以来、現代巨大企業の所有と支配をめぐる論議にはバーリ＝ミーンズの「経営者支配」説 (managerialism) がたえず影のようにつきまとうこととなった。

周知のように、マルクス経済学では、現代資本主義経済の中核をなす大企業

体制を金融資本という経済的カテゴリーにおいてとらえてきた。そして、また、知られるように、この金融資本概念を最初に資本主義経済学体系の中軸に据えたのはオーストリアのマルクス主義者ルドルフ・ヒルファディングであった。彼の『金融資本論』(Rudolf Hilferding, *Das Finanzkapital. Eine Studie über die jüngste Entwicklung des Kapitalismus*, Wien, Ignaz Brand, 1910. 林要訳〔改訳〕, 大月書店, 1955年, 1964年)は、銀行の資本信用と株式会社制度とが資本の大規模な社会的動員を可能にし、また、親会社・子会社のピラミッド型会社支配体系の大規模な構築をもたらすとともに、これらの会社集團にたいする「大資本家」=「大株主」の支配、大資本と銀行のそれぞれの利害を代表する「取締役」(Direktoren)=「監査役」(Aufsichtsratsmitglieder)の一団による「株式会社相互、さらに株式会社と銀行とのあいだの一種の人的結合」(eine Art von Personalunion, einmal zwischen den verschiedenen Aktiengesellschaften untereinander und sodann zwischen diesen und den Banken)を生み出すことを明らかにした。そして、このような状況は、「これらの会社の政策に最大の影響を与えるをえない」が、「それは、さまざまな会社のあいだに一つの共通な所有上の利害関係 (ein gemeinsames Besitzinteresse) が形成されるからである」とヒルファディングは指摘している (*Das Finanzkapital*, Europa Verlag, Wien, 1968, SS. 153-157. 林訳, (上), 230-234ページ)。また、彼は、「このような人的結合は監査役の地位が少数の大資本家の手に累積することをも同時に意味するが、それがこれまでたがいに独立していた諸会社の緊密な組織的結合の先駆者または促進者となるや、たゞまち重要なものとなる」(a. a. O., SS. 159-160. 林訳, (上), 238ページ)と指摘していた。

バーリ=ミーンズたちの主張がヒルファディングの上述のような解明を事実上否定するものであったことは、ここであらためていうまでもないであろう。バーリ=ミーンズの主張の基本的内容というのは、株式会社がますます巨大化するのにともない、株式所有は大資本家に集中するのではなく、ますます分散するようになり、かくして支配的株主の力は後退し（会社資本にたいする所有

者の力が分散して弱まり), 会社支配の実権は経営者の手に移るようになる, というものであった。そして, バーリ＝ミーンズにおいては銀行と産業会社との関係は全く考慮の外に置かれていたということが, また, 特徴的であった。ヒルファディングの金融資本理論は, その後, レーニンの『帝国主義論』(『資本主義の最高の段階としての帝国主義(一般向け概説)』, В. И. Ленин, Империализм, как высшая стадия капитализма [популярный очерк], Петроград, 1917. 副島種典訳, 大月書店, 1961年)によって不十分な点が是正されて受け継がれ, 発展させられたが, 他方で, また, バーリ＝ミーンズの「経営者支配」論もさまざまなエピゴーネンを輩出しつつ, 今日も, なお, その影響力を保ち続けている。そして, 現代資本主義の大企業体制(big business system)における所有と支配の問題をめぐって, マルクス主義の金融資本支配説とバーリ＝ミーンズの系譜に属する「経営者支配」説とが理論的に鋭く対立しつづけている。この対立は今日では極めて国際的なひろがりをもっている。巨大企業と巨大銀行の経済支配体制が大規模に構築され, また, それが高度に複雑なものとなっている現在, この体系における所有と支配をめぐる解明と論議はあとにものべるようにさらに新しい展開を示すこととなった。

わが国でも, たとえば, 1985年10月に開かれた経済理論学会では共通論題「現代巨大企業の所有の支配」が熱心な討議を呼び, また, 翌86年10月における同学会の分科会でも同じテーマの報告・討議が行なわれている。また, 同じく1985年10月に開かれた証券経済学会においても「現代巨大会社における所有と支配」が統一論題として取りあげられているし, 83年にも, 日本経営学会が「現代企業の所有と支配」という共通テーマで開催されている。

ヨーロッパ, アメリカにおける新しい調査研究の動向や理論的潮流について全面的に論及するのは他日を期せざるを得ないが, とくに注目されるのは, 社会学の立場からのこの問題へのアプローチが最近とくに大きくクローズ・アップされてきていることである。それは, これら諸国で社会階級論・社会的グループ論(および国家論)の新しい展開と結びつき, 絡みあって, 大企業支配エリートの分析がさかんに行なわれるようになったことによるものである。1970

年代以降、イギリスのウェーバー主義社会学者 A. ギデンスなどをふくめ、「社会的ネットワーク」(social network) 論的アプローチによる社会階級論のなかで、とくに「重役兼任制」(interlocking directorship) の構造的分析に大きなスポットが当てられるようになった。代表的な学者としてはジョン・スコット（イギリスのレスター大学社会学講師）などがその1人であり、わが国でもよく知られるようになった。彼の著作として『株式会社、階級と資本主義』(*Corporations, Class and Capitalism*, Hutchinsons & Co., London, 1979. 中村瑞穂・植竹晃久監訳『株式会社と現代社会』文眞堂, 1983年) や彼とキャサリン・グリフとの共著『産業の取締役たち——1904-1976年におけるイギリスの会社ネットワーク』(John Scott & Catherine Griff, *Directors of Industry: The British Corporate Network 1904-1976*, Polity Press, Oxford, 1984. 仲田正機・橋本輝彦監訳『大企業体制の支配構造——イギリス金融資本と取締役兼任——』法律文化社, 1987年) が注目されているが、また、最近、『資本主義的財産と金融権力——イギリス、アメリカおよび日本の比較研究』(*Capitalist Property and Financial Power: A Comparative Study of Britain, The United States and Japan*, Wheatsheaf Books, Brighton Sussex, 1986.) という新しい研究的著作を発表しているし、さらに、国際的な共同研究著作『会社権力のネットワーク——10ヵ国の比較分析』(Frans N. Stockman, Rolf Ziegler and John Scott, *Networks of Corporate Power: A Comparative Analysis of ten Countries*, Polity Press, Oxford, 1985.) の共同編著者となるなど精力的に活躍している〔なお、彼は、日本証券経済研究所発行の『証券経済』(第160号, 1987年6月) に「イギリス、アメリカおよび日本における会社間連結構造」(Intercorporate Structure in Britain, The United States and Japan) という論文を寄稿しているが、これは上記1986年の著作の内容を要約し、さらに補足したものである〕。スコットに論及しきったが、主旨は、社会学的アプローチによる会社ネットワーク分析=取締役兼任ネットワーク分析が国際的チームワークを組んで行われるところまで進んできているという状況に注目すべきことを指摘することにあった。特徴的なこと

は、スコットや彼と共同研究を行なっているグループの基本的視座が「経営者支配」説ではなく、どちらかといえば「金融支配」(financial control) 説=「所有者支配」(owner control) 説に近いという事実である。

スコットと同様の傾向をもつアメリカの研究者としてミズルチ (Mark S. Mizruchi, ニューヨーク州アルパート・AIN・シュタイン・カレッジ) がいる。彼には企業間結合関係 (corporate network) に関する社会学的著作がすでに2冊あったが、1982年に『1904-1974年におけるアメリカの会社間ネットワーク』(*The American Corporate Network 1904-1974*, Sage Publication, Beverly Hills & London, 1982.) を著し、国際的反響を呼ぶことになった。彼の研究は、アメリカ企業体制における所有と支配の社会的ネットワークに関する新しいアプローチの方法により、経営者支配論の諸命題の批判的再検討を試み、取締役兼任の人的結合をつうずるコーポレート・ネットワークの歴史的变化の分析を前進させたものとして注目されている。このミズルチやスコットらと密接な交流があるベス・ミンツ (Beth Minz, ヴィアモント大学社会学準教授) およびマイケル・シュウォーツ (Michael Schwartz, ニューヨーク州大学社会学教授) もそれぞれ多くの業績を発表しているが、最近のミンツ=シュウォーツの共著『アメリカ企業の権力構造』(B. Minz and M. Schwartz, *The Power Structure of American Business*, The University of Chicago Press, Chicago and London, 1985) も、ミズルチ=ミンツ=シュウォーツが開発した「中心度」分析 (centrality analysis) 手法を応用したアメリカの金融資本的会社ネットワークの構造研究として注目されている。

情報によれば、最近、ミズルチ=シュウォーツ編になる企業間関係・企業支配の構造分析の研究書が刊行されたということである (M. S. Mizruchi, M. Schwartz (ed.), *Intercorporate Relations. The Structural Analysis of Business* (Structural Analysis in the Social Sciences 1), Cambridge University Press, 1987.) [未見]。そのタイトルを見ても、それが社会学的アプローチとして企業間ネットワーク分析を内容とするものであることは明らかである。

このような社会学的研究の最新の成果ともいべきものとしてボストン大学社会学教授および同大学応用社会科学センター所長のマイケル・ユシームによるインナー・サークル分析がある。これは、アメリカとイギリスにおける経済的中枢勢力とその政治支配構造の分析を内容としたものである(Michael Useem, *Inner Circle: Large Corporations and the Rise of Business Political Activity in the US and U.K.*, Oxford University Press, New York Oxford, 1984. 岩城博司／松井和夫監訳『インナー・サークル——世界を動かす陰のエリート群像』東洋経済新報社, 1986年)。これと同様の系譜にあるものとして、Philip Stanworth(ケンブリッジ大学)およびAnthony Giddens(ケンブリッジ大学社会学講師)の共編になる『イギリス社会におけるエリート権力』(Stanworth & Giddens(ed.), *Elites and Power in British Society*, Cambridge University Press, London, 1974.)があり、この論文集のなかにはリチャード・ホイットレーの「シティと産業——大会社の取締役たち、その特徴とコネクション」(Richard Whitley, *The City and Industry: the directors of large companies, their characteristics and connections*)といった論文が含まれている。

また、多少ニュアンスの異なるものとして、イギリスのエセックス大学行政学部講師のデイヴィッド・マーシュ編の『西ヨーロッパにおける資本と政治』(David Marsh (ed.), *Capital & Politics in Western Europe*, Frank Cass, London, 1983.)があり、そのなかには、ジェーン・サージェントの「イギリス金融資本と産業資本およびヨーロッパ共同体」(原文略)とかデイヴィッド・マーシュおよびガレス・ロックスレー共同執筆の「イギリスにおける資本——その構造的権力と政治にたいする影響」(原文略)といった論稿も見られるが、とくにそれほど問題提起的なものとは思えない。

フランスにおいては、たとえば、ミシェル・ボーエおよびエリー・コーランの『誰が産業グループを支配するか？産業グループによる権力行使および産業グループ間における権力行使に関する考察』(Michel Bauer / Elie Cohen, *Qui gouverne les groupes industriels? Essai sur l'exercice du pouvoir*

*du et dans le group industriel*, Édition du Seuil, Paris, 1981.), ベルトラン・ペロン『フランスにおける金融権力と産業』(Bertrand Bellon, *Le Pouvoir Financier et L'Industrie en France*, Édition Seuil, Paris, 1980.), イヴ・モルヴァン (レンヌ大学経済学教授) の『フランスにおける産業集中』(Y. Morvan, *La Concentration de l'Industrie en France*, Armond Colin, Paris 1972.), ジャン-ピエール・ジリーとフランソア・モラン『フランスにおける産業グループ——1945年後における生産システムの集中』(Jean-Pierre Gilly et François Morin, *Les Groupes industrielles en France : concentration du system productif depuis 1945, Notes et Études Documentaires*, 10 Fév. 1981 La Documentation Française, Paris) その他がある。これらのうち、最初のものがテクノクラシー論的な社会学的著作であり、その他は経済学的分析のものと言える。フランスと西ドイツでは金融資本分析や重役兼任制ネットワーク分析などでは歴史的伝統がある——たとえば、レーニンが『帝国主義論』の第3章「金融資本と金融寡頭制」のなかで詳しく述べてあるリジス『フランスにおける金融寡頭制に反対する』(Lysis, *Contre l'oligarchie financière en France*, 5 éd., Paris, 1908.) はレーニンも「これはリジスの有名な書物の標題である。第5版が1908年に出てゐる」とわざわざ注釈をついているほどのものであった (В. И. Ленин, пол. соб. соч., том 27, 1962, стр. 351-352. 副島訳, 71-72ページ)。ドイツのR.リーフマンやO.マイデルスなどについては改めて述べるまでもないであろう——。

なお、ここでは、1960年代後半にアメリカ下院のある小委員会（通称パットマン委員会）によるところのアメリカ商業銀行における所有と支配、銀行と産業との結合関係に関する一連の調査報告、1970年代初頭に行われたアメリカ証券取引委員会「機関投資家調査」、おなじく70年代にアメリカ上院の1小委員会（通称メトカーフ委員会）による大企業の株式所有、銀行と産業、産業内部の主要企業間の持株・重役兼任関係などに関する一連の詳細な調査報告、さらに1980年にアメリカ上院のある委員会（通称リビコフ委員会）が行なったア

メリカの主要会社の機関株主と重役兼任関係に関する精細な調査報告などが、金融資本研究に果たしている重要な意義についてあらためて述することはしない（松井和夫著『アメリカ金融資本研究序説』文眞堂、1986年のなかで、これらについて詳しく論及されている）。また、西ドイツの独占委員会が数次に亘って行なってきた報告書についてもここでは触れない。

前置きが非常に長くなつたが、以上から、現代の巨大企業体制における所有と支配をめぐる議論が、一方における「経営者支配」論、他方における「金融支配」論ないしは「金融資本」論を2つの極として展開されてきたことがわかる。この2つの立場は、たがいに否定しあう関係にあり、鋭い対立を示している。

このような状況のなかで、わが国では、大企業の所有と支配をめぐる論議が、上述のように、新しい高まりを示すようになっているが、それは、70年代から80年代にかけて疑似マルクス主義的スタイルの日本型「経営者支配」論あるいはネオ「経営者支配」論がユニークな理論的装備をもって登場してきたことによる。

日本型「経営者支配」論＝ネオ「経営者支配」論の1つの代表は奥村宏氏の「法人資本主義論」（『法人資本主義の構造——日本の株式所有——』日本評論社、1975年）であり、いま1つは、北原勇氏による「会社それ自体による所有と支配」の理論（同氏『現代資本主義における所有と決定』岩波書店1984年）である。第3は宮崎義一氏（『現代資本主義と多国籍企業』岩波書店、1983年）であり、同氏のばあいは直接的に「経営者支配」論そのものである。

本稿では、とくに、北原勇氏の「会社それ自体」論を問題としてとりあげる。その理由は、北原氏においては、現代資本主義と所有と支配について一般理論化＝理論体系化が試みられているだけでなく、現代資本主義における国家の役割、労働者階級と国家独占資本主義との関係についてまで論じられ、さらに、北原氏による理論的検討の結果は「資本主義体制にかんするマルクス経済学の基本命題に根本的な疑問を投げかける性質をもっている」（同上、2ページ）とさえ言われているからである。それは所有論を中心として展開される。

その所有というのは「会社それ自体」による所有（資本家による所有は後退した）であり、国家とは「所有にもとづかない権力」=「経済的支配勢力から独立の権力」（同上、2ページ、369ページ）だと言われるのである。北原氏の著作では、マルクス主義的概念がさかんに駆使され、叙述スタイルもきわめてマルクス主義的なものとして映る。しかもそれは整った理論体系の外見さえ備えていた。こうして、学会の議論は、当然、北原理論をめぐるものとならざるを得なかった。だが、これまでのところ、北原理論にたいする決定的な批判はまだなされていない。北原氏の著作の全面的批判を試みるには本稿はあまりにも小論にとどまるが、とりあえずは北原理論の基軸をなす「会社それ自体」のテーマに絞って検討することにしよう。

## 2 ネオ「経営者支配」論 (neo-managerialism) としての「会社それ自体」論

北原氏は、1985年秋の経済理論学会での報告「『会社それ自体』による所有と支配」（圈点は引用者）において、その前年に出された自著『現代資本主義における所有と決定』の中心的内容をきわめて要約的に述べている。

報告によれば、同氏の「『会社それ自体』による所有と支配」の主張は、マルクス主義者たちの大株主への所有と支配の集中というとらえ方（金融支配論）とも異なるし、また、所有権をもたない経営者による会社支配を説くマネージメント・コントロール理論とも異なるものだとされ、一見、両者を止揚した第3の理論が提起されているかのようである。だが、それにもかかわらず、われわれは、同氏の見解は、基本的には、「経営者支配」論にほかならず、新しい理論的装いをもつ新版の「経営者支配」論であると見なさざるを得ない。そこで、とりあえず、同氏の学会報告のつぎのような論旨から見ていく。

「……現代大企業における所有と支配の関係が、株式所有の広範な分散化と経営管理機構の独自な力の増大の2つを主要な条件として、マルクス経済学の伝統的な分析、すなわち大株主の所有に基づく支配の貫徹というような

とらえ方では、とうていとらえきれないところまで変化してきているということ。そしてそこでは一部ではあれ、マネジメント・コントロール型と呼んでいい状況、すなわち株式をほとんど持たない経営者が経営管理中枢を掌握し、特定大株主の意志を受けることなしに、企業活動の最高方針や戦略的主要政策を独自に決定することを通じて、企業活動全般をコントロールする力をもっている。そういう状態が出ていることを認めたいと思うわけであります。

これを認めることは、決して金融資本的支配を否定することでもなければ、いわんや経営者支配論のいうような資本制的所有に基づく支配の消滅を言うことでもありません。むしろ逆であります。このマネジメント・コントロール型の本質を解明することによって、逆に経営者支配論者の主張をはじめて本格的に批判することが可能となると考えます。

そしてその場合、あくまでも資本制的な所有に基づく支配がそこに貫徹しているということを言うためには、実は大株主的所有に基づく支配が言えないとするならば、どうしても『会社それ自体』による所有と支配という観点を出さざるを得ない。これこそが唯一の解決の道であるというふうに私は考えるわけであります」（経済理論学会編『現代巨大企業の所有と支配』経済理論学会年報第23集、青木書店、1986年、19-20ページ）。

まず、ここで確認されるのは、「『会社それ自体』による所有と支配」が成立する前提として、巨大企業において、株式所有の広範な分散化にともなう大株主による所有と支配の後退と経営管理機構の独自な力の増大という2つの主要な条件なるものが強調され、そのような条件のもとで、「マネージメント・コントロール型と呼んでいい状況」「株式をほとんど持たない経営者が経営管理中枢を掌握し……企業活動全般をコントロールする力を持っている。そういう状態」が生まれていなければならない、と考えられていることである。つまり、「経営者支配」論の基本的内容をなすところの、株式の広範な分散による大株主の所有に基づく支配の後退ないし基本的消滅という主張がまず一般的前提として認められねばならない、と言われるのである。「現代巨大企業におきま

しては株式所有が広範に多数の株主へ分散する。他方で管理機能自体の独自の力の増大が行われる。この 2 つの条件から、巨大会社の個々の株主が本来持っていた株式所有に基づく力はだんだんと弱まってまいります。ではこの力はだれの手に移ると言ったらいいのか。」(同上, 20 ページ)。

上記の 2 つの条件のうちのもう 1 つの条件、「経営管理機能自体の独自な力の増大」、言いかえれば、経営者が、「会社の内部機構たる経営管理組織の最上部に位置する存在」として「当該会社の企業活動全般をコントロールする最高権限を持つ」ことも、また、「株主が本来持っていた株式所有に基づく力」を後退させ、弱める、と考えられている。だが、これは、もともと「所有と経営の分離」としてとらえられてきた内容の事柄である。それが「所有と支配の分離」であるかのように主張されているわけである。

だが、株主の喪失した支配の力は、経営者の力に転移するのではない（それが、北原説の独自的主張であり、「経営者支配」説と見解の分れるところ）とされる。経営者は、その地位権限を永久に保持できるわけでもないし、企業資産の実質的所有者でもない。「経営者に株主の持つ実質的所有が移るなどということは、とうてい言えない」(21 ページ) というのである。

北原氏によれば、企業資産の実質的所有は、経営者にではなく、「会社それ自体」の手に移る。株式会社においては、本来、企業資産は「法人」としての会社に帰属しており、「株主は（それにたいして）直接所有権を持たない」。このような法的形式は本来株式会社に備っていたものであるが、この形式と「実質」(株式会社制度のもとでは株主の株式所有の移転とは独立した現実資本=結合資本の運動がある) が、上記の 2 つの条件のもとで「強まり」、「『会社それ自体』による実質的所有の成熟と株主の力の空洞化」が現実化する（ただし、「一定の配当率と株価の維持」という「株主の出資行為によって与えられた基本的枠組み」があるため「会社それ自体」および経営者の活動は制約を受けるのであり、その限りで株主は「総体として企業活動に対する支配」に参加している、とされる）(26 ページ)。

かくて、北原氏の解明からみちびき出される結論というのは、現代巨大企業

にたいする資本家の所有と支配は崩壊しつつあり、資本主義における大株主の所有にもとづく支配は大きく後退しているので、現代は「かつてのようなブルジョアジーに対する憎しみというようなものを1つの大きな根拠として」社会的運動や運動の主体形成が行われる時代ではもはやない、(26ページ) ということになる。また、他方、現代巨大企業そのものにおいては、「資本家が管理する必要がなく、資本所有者でない経営者が、……管理労働者を含めた巨大な管理組織」をつうじて經營するという物質的条件が発展しているが、それは、「近い将来、全く変わった原則のもとに巨大な社会的組織が十分に労働者階級によって運営される」前提条件の成熟を意味する、と説かれるのである。さらに、北原氏によれば、「現代国家はかつての資本制国家にくらべて経済的支配勢力からの自律性を獲得した存在」(著書363ページ) で「資本家階級ないし独立資本家の『階級支配の機関』『賃労働を搾取する道具』としては把えきれない側面をもつ」(同、364ページ) し、また「国民国家」(すなわち超階級的国家)としての性格を強めてきているのであるが、「これから体制危機と変革の問題」は労働者階級がこのような条件の変化を「(体制の) 根本的変革の必要性を自覚」してそのためにどのように利用していくかにかかっている、という(同、373-374ページ)。

以上が、主として学会報告によった北原理論の骨子である。いうまでもなく、これだけで、同氏の体系的著作の論点のすべてをとらえたことにはならない(とくに、同氏著作における「企業集団における所有と決定」I, IIなどについても論及されなければならない)。だが、それでも、以上は北原理論の基本的骨格をなすところのものであり、この基本部分が成り立たなければ、他のすべての立論も崩れざるを得ないという意味で原理論的部である。したがって、われわれは、まず、以上のような北原氏の主張の正否の検討からはじめなければならない。

このような北原理論の全体系の基軸をなすものは、なによりも「『会社それ自体』による所有と決定」という新しい範疇の設定である。だが、すでに上述の紹介からも明らかなように、この範疇が北原氏において成立するためには、

## 現代巨大企業における所有と支配

その基本的前提として、「株式所有の広範な分散化にともなう大株主による所有と支配の後退」および「マネージメント・コートロール型企業」の圧倒的増大=一般化という状況が現われていることが必要であった。このような状況を抜きにして『『会社それ自体』による所有と決定』というカテゴリーは成り立たないのである。その意味で、北原理論の基本的前提は「経営者支配」論の基本的前提と全く同じである。つまり、この基本的前提が崩れるならば北原理論は崩壊し、逆にマルクス主義者が主張してきた大株主による所有と支配が依然として有効だということにもなってくる。それゆえ、問題のキイ・ポイントは、株式の広範な分散によって支配的株主=大株主による支配というものが果たして後退するのかどうか、ということの事実検証の問題に収斂されるのである。

この事実検証こそが、実は、現代巨大企業の所有と支配をめぐる議論の焦点であり、難関なのであった。この実証という問題の前で、多くの人たちが後退したり、あるいは、極端な理論的飛躍の行きすぎを行なったりすることになった。アメリカの議会各種委員会の数々の調査報告の意義も、実は、すべてこの問題にかかわっていたのであった。

北原氏によるその検証はどのようなものであったか。氏は、上記著作の第5章の2「会社の巨大化と株式分散化」において、バーリ＝ミーンズやハーマン(E. S. Herman)などのマネージリアリストの所論によりつつ実証を試みている。そして、1974年には、「非金融企業上位200社のうち、株主数が2万人未満のものはすでに9社にすぎなくなり、大多数の会社は、2万人以上、3分の2の会社は5万人以上、3分の1の会社が10万人以上の株主を擁するまでになっている」(158ページ)ことや、アメリカ電信電話会社(ATT)の1974年の株主数が292万9,651人もあったという事実などが挙げられる。そして、このような条件のもとで「最大株主、あるいは上位少数株主の持株(累積)比率の低下傾向」が現われることについてデータが示される。まず、バーリ＝ミーンズが示した資料(1929年)により、当時の最大200社のうち、最大株主の持株比率が5%未満の会社は20社で、その最大株主の持株比率の単純平均が2%弱、また、上位20位までの大株主の持株累積比率が、最高で20%，なかには2.7%の

ものすらもあること（データが明らかな15社の単純平均は10%弱）が指摘されている。最大株主持株比率と上位20位までの大株主持株累積比率は、ATTではそれぞれ0.6%と4.0%，ペンシルヴァニア鉄道で0.34%と2.7%，U.S.スチールで0.74%と5.1%であったことなどが紹介されている。また、ラーナー(R.J. Larner)の1963年調査、ハーマンの1974年調査のデータに拠りつつ、1963年に最大株主の持株が10%未満の会社が上位200社中161社（会社総数の80.5%，資産総額82%）であったこと、1974年では最大株主の持株比率5%未満の会社数が162社もあった（その資産は200社の資産総額の83.9%を占めた）ことが証示されている。

さらに、氏は、金融機関の持株が増大し、それが全体的な著しい分散化をある程度妨げるよう作用していく、60年代末における金融諸機関（銀行信託部、投資会社、生命保険会社など）の株式保有が全会社発行済株式総数の4分

第1表 金融機関による米国10大企業株式保有率

(1969年9月末)

発行済株式 の時価総額 による順位	会 社 名	機 関 所 有	
		%	機関数
1	International Business Machines	40~45	81
2	American Telephone and Telegraph	10~15	130
3	General Motors	20~25	79
4	Exxon	30~35	101
5	Eastman Kodak	40~45	102
6	Sears Roebuck	45~50	106
7	Texaco	30~35	62
8	General Electric	30~35	69
9	Xerox	50~60	76
10	Gulf Oil	50~60	102

(原出所) Securities and Exchange Commission, *Institutional Investor Study Report*, 1971, Vol. 5, Table XV3 (p. 2564)

(備考) なお、この表における株式保有率は議決権を委託されていない株式の分もすべて含まれていることが明記されている (*ibid.*, p. 2556) 点に注意すべきである。

(出所) 北原 勇『現代資本主義における所有と決定』岩波書店, 1980年, 161ページ。

現代巨大企業における所有と支配

第2表 アメリカ電話電信会社(ATT)における大株主の議決権保有状況

(議決権総数 603,764,992)

(1976年末)

大 株 主 名	議 決 権 保 有 数	%
1. TIAA-CREF College Retirement Equities Fund (3105700) Teachers Insur. & Annuity Assn. (83700)	3,189,400	0.52
2. Kirby Family Group-Alleghany Corp. IDS Life Insur. Co. (118526) Investors Diversified Services Inc. Investors Mutual Inc. (905600) Investors Stock Fund (1699533) Invesrors Syndicate Of America (51801) Investors Variable Payment Fund (362051)	3,137,511	0.51
3. Bankers Trust Co.	3,018,820	0.49
4. Manufacturers Hanover Trust Co.	2,263,330	0.37
5. Mellon Bank NA	2,146,311	0.35
6. First National Bank Of Boston	1,777,000	0.29
7. Bankamerica Corp.	1,737,819	0.28
8. Continental Illinois National Bank & Trust Co.	1,506,392	0.24
9. Harris Trust & Savings Bank	1,420,823	0.23
10. Wilmington Trust Co. Du Pont Pension Tr. Fd. の運用	1,361,205	0.22
上位5位までの議決権累積%		2.28
上位10位までの議決権累積%		3.57
上位20位までの議決権累積%		5.88

(原出所) *Voting Rights in Major Corporations*, A Staff Study Prepared by the Subcommittee on Reports, Accounting and Management of the Committee on Governmental Affairs, United States Senate, 1978.

(出 所) 北原 勇『現代資本主義における所有と決定』岩波書店, 1980年, 163 ページ。

の1を占め、それがとりわけ「大企業の発行済株式の驚くべき高い割合を所有している」という事実にも論及している。だが、北原氏によれば、これとても「多数の金融機関の持株の総計によるもの」であり、マンモス石油企業エクソンでは101にものぼる金融機関の持株比率の合計がやっと30%強になるのであ

って、「上位少数の持株比率の低下」というテーゼが金融機関持株という要因によって否定されることにはならない、と説明されるのである。

北原氏の論点を、とりあえず、以上のような基本的の前提の範囲に絞って検討してみよう。

ここでは、資料上の制約もあり、包括的なデータによる反証ということは困難であるが、いくつかの資料にもとづいて、北原氏やマネージリアリストたち（宮崎義一氏なども含む）の見方が現象の表面だけしかとらえない解釈論にすぎないことを明らかにしたい。

第3表は、わが国の代表的巨大企業で、どの金融資本集團に属さない「独立系企業」だとされる新日本製鐵における株主規模別株式分布を示したものである。これによると、昭和53年度（1978年度）における同社の発行済株式総数は64億7,676万6,804株で昭和49年度の46億株にたいして4年間に17億株以上も増大したことがわかる。昭和49年度には持株数100万株以上の株主は238人（株主総数54万8,604人中の割合は0.04%）で、その持株合計は25億6,093万株（総株式の55.67%）であった。これにつづく100万株未満・10万株以上の株主数は935人（株主総数の0.41%）で持株合計は2億2,228万7,098株（総株式の4.83%）となっていた。ここで第1ランクの株主集團と第2、第3のそれとの格差は画然たるものがあることがわかる。なお、ついでながら、5,000株未満・500株以上の「大衆株主」が人数の上では圧倒的で34万3,281人（株主総数の62.5%）もあったが、その持株合計は6億6,925万2,579株（株式総数の14.55%）にすぎなかった。

昭和53年度についてみると、100万株以上の株主数は343人（0.07%）——株主総数は51万3,672人で、昭和49年度よりも減少している——その持株合計は39億6,630万9,258株（総計の61.24%）となっていた。これにたいし、100万株未満・10万株以上の株主層は1,346人（0.26%）持株合計は3億1,781万302株（4.91%）、5,000株未満・500株以上の株主数は29万3,038人（57.03%）での持株合計は6億6,195万5,813株（10.22%）であった。

これによって、100万株以上への株主ブロックへの集中が進んでいることが

## 現代巨大企業における所有と支配

第3表 新日本製鐵における株主の状況（所有規模別分布）

年度	区分	1,000千株以上	500千株以上	100千株以上	50千株以上	10千株以上	5千株以上	500株未満	合計
昭和 49年度	株主数(口)	238人	109	826	1,423	38,116	87,263	343,281	77,348
	所有株式数(ヘ)	2,560,931,947株	71,887,376	150,399,722	89,337,005	526,041,811	524,040,636	669,252,579	8,108,924
(ヘ)の割合	0.0496	0.02	0.15	0.26	6.95	15.91	62.57	14.10	100.00
	発行済株式総数に対する(ヘ)の割合	55.67%	1.56	3.27	1.94	11.44	11.39	14.55	0.18
50年度	株主数(口)	298人	147	1,090	1,757	54,894	106,605	339,931	74,874
	所有株式数(ヘ)	3,628,235,871株	98,996,649	205,592,049	118,399,060	858,943,428	734,621,619	786,447,701	8,934,625
(ヘ)の割合	0.0596	0.03	0.19	0.30	9.47	18.39	58.65	12.92	100.00
	発行済株式総数に対する(ヘ)の割合	56.34%	1.54	3.19	1.84	13.34	11.40	12.21	0.14
51年度	株主数(口)	323人	147	1,000	1,648	53,259	100,796	328,392	75,450
	所有株式数(ヘ)	3,797,353,936株	97,681,290	187,167,997	111,231,890	816,044,116	683,814,047	750,382,570	9,282,707
(ヘ)の割合	0.0696	0.03	0.18	0.29	9.49	17.97	58.53	13.45	100.00
	発行済株式総数に対する(ヘ)の割合	58.85%	1.51	2.90	1.72	12.65	10.60	11.63	0.14
52年度	株主数(口)	327人	137	980	1,615	56,174	99,130	318,539	75,371
	所有株式数(ヘ)	3,826,795,064株	92,120,994	181,104,236	107,367,646	849,321,710	663,990,489	724,224,057	9,324,224
(ヘ)の割合	0.0696	0.02	0.18	0.29	10.17	17.95	57.68	13.65	100.00
	発行済株式総数に対する(ヘ)の割合	59.29%	1.43	2.81	1.66	13.16	10.29	11.22	0.14
53年度	株主数(口)	342人	167	1,179	1,768	53,084	89,862	293,038	74,431
	所有株式数(ヘ)	3,966,309,258株	110,100,084	207,710,218	114,979,184	807,249,149	599,303,367	661,985,813	9,159,731
(ヘ)の割合	0.0796	0.03	0.23	0.34	10.33	17.49	57.03	14.48	100.00
	発行済株式総数に対する(ヘ)の割合	61.24%	1.70	3.21	1.78	12.46	9.25	10.22	0.14

(出所) 加藤寛・野田一夫監修、『新日本製鉄』(シリーズ・日本の企業⑥)、蒼洋社、1980年、156-157ページ。

わかる。それは、けっして単純な株式分散ではないことを示している。そして分散は100万株未満株主において生じ、第1株主ブロックとの格差はあまりにも画然としていて、第2ブロック以下が仮に団結しても、第1株主ブロックに到底対抗し得る状況にないことが明白である。

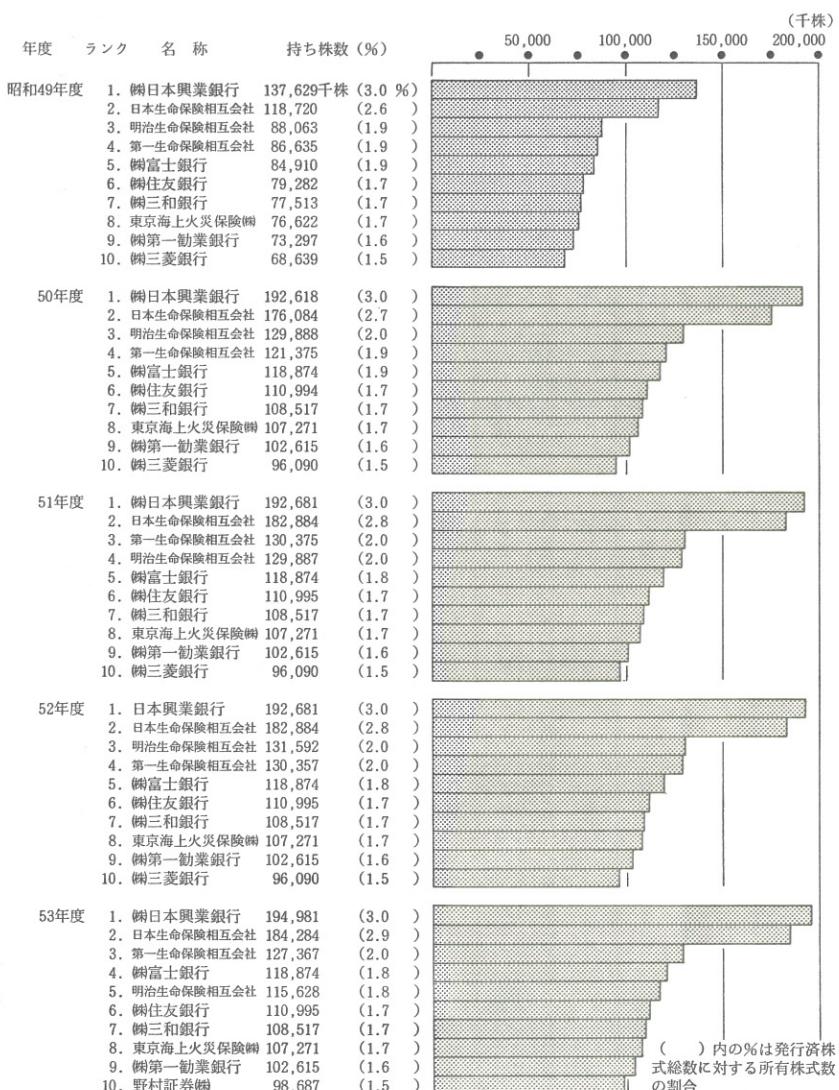
したがって、問題は、第1ブロック内の株式所有関係がどのようにになっているかということに問題の焦点は移ることにならざるを得ない。

そこで、第4表の新日本製鉄の大株主リストとその推移についてみよう。まず、目につくのは、新日鉄の上位10大株主の構成も順位も、また持株比率も根本的変化を示していないことである。この上位10大株主の持株累積比率は、昭和49年度で19.5%，昭和53年度で19.6%であった。

第2ブロック以下の株主の持株をゼロと考えて、第1ブロックだけで持株比率を計算しなおせば、10大株主の比重は約30%となる。10位以下の資料がいま手許にないが、第1ブロック内の株主格差はおそらく11位以下においてさらに開いていくことが予想される。それを有価証券報告書などによって調べさえすれば明らかとなるであろうが、いまは、このデータの範囲に分析をとどめざるを得ない。いずれにしても、第1ブロック内でも中核的・主導的機関株主層と従属的なそれとのヒエラーキー的関係が形成確立されているであろうことは明白である。そこで、第1ブロック株主層のなかの上位株主の主導的部分の諸関係を明らかにしていくことが、つぎに必要となる。いま、さきの、10大株主リストのなかで、日本生命、日本興業銀行、第一生命などのような企業持株支配で補完的・従属的役割を演ずる要素を除けば、富士銀行、住友銀行、三和銀行、第一勵銀、三菱銀行、これらと密接な明治生命、東京海上火災の7つが浮び上ってくる。「経営者支配」論者のように、最大株主の単独持株比率とか、「窮屈的支配者」といった考え方を捨てて、素直にこれら金融機関の「共同支配」を考えればよい。これらの上位株主が議決権をその手に掌握しているのであり、新日鉄の生え抜きの経験者を取締役に選任し、独自の重役派遣を行なうことなしに、新日鉄という巨大企業の支配を行なっているのである。したがって、新日鉄の経営陣が新日鉄出身者で占められていても、それは、なんら「経

現代巨大企業における所有と支配

第4表 新日本製鉄の大株主リストとその推移



(出 所) 加藤 寛・野田一夫監修, 『新日本製鉄』(シリーズ・日本の企業⑤),

蒼洋社, 1980年, 61ページ。

第5表 新日本製鉄における株主の構成（所有者種類別構成）

年度	区分	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の人 (うち個人)	外国法人等 (うち個人)	個人 その他の 人	合計	平均1人当 り持株数
昭和 49年度	株主数	9人	330	203	2,716	993 (781)	544,353	548,604	8,385株
	所有株式数(4)	671,492株	2,043,198,839	48,752,931	611,222,713	40,236,698 (5,742,865)	1,855,917,327	4,600,000,000	
	発行済株式総数 に対する(4)の割合	0.01%	44.42	1.06	13.29	0.87 (0.12)	40.35	100.00	
50年度	株主数	9人	332	166	2,715	1,073 (739)	575,301	579,596	11,111株
	所有株式数(4)	670,861株	2,829,563,282	60,632,723	844,400,398	119,266,334 (6,725,659)	2,585,637,404	6,440,171,002	
	発行済株式総数 に対する(4)の割合	0.01%	43.94	0.94	13.11	1.85 (0.08)	40.15	100.00	
51年度	株主数	9人	347	157	2,600	974 (658)	556,928	561,015	11,502株
	所有株式数(4)	675,861株	2,882,310,650	97,547,527	941,094,674	120,888,524 (5,042,866)	2,440,441,317	6,452,958,553	
	発行済株式総数 に対する(4)の割合	0.01%	44.20	1.51	14.59	1.87 (0.08)	37.82	100.00	
52年度	株主数	9人	348	147	2,549	791 (534)	548,439	552,273	11,687株
	所有株式数(4)	696,043株	2,984,625,273	81,182,850	887,364,194	73,437,050 (24,414,011)	2,426,943,010	6,454,248,420	
	発行済株式総数 に対する(4)の割合	0.01%	46.24	1.26	13.75	1.14 (0.07)	37.60	100.00	
53年度	株主数	9人	335	152	2,881	610 (407)	509,885	513,872	12,604株
	所有株式数(4)	681,043株	3,021,538,039	154,101,818	986,149,178	61,304,003 (2,982,371)	2,252,992,723	6,476,766,804	
	発行済株式総数 に対する(4)の割合	0.01%	46.65	2.38	15.22	0.95 (0.05)	34.79	100.00	

(出所) 加藤 寛・野田一夫監修,『新日本製鉄』(シリーズ・日本の企業⑤), 蒼洋社, 1980年, 154—155ページ。

営者支配」を示すことにはならない。

なお、第5表の株主構成をみると「金融機関」(330~335人)が44.20~46.65%の持株比率を占め、圧倒的比重を示している。これに「証券会社」「その他の法人」を加えれば過半数をかなり上回る比率となる。これらの株主はけっして同一平面に肩を並べているのではなく、ピラミッド型の重層的な支配・従属構造を形成しているのである。とりわけ「金融機関」株主のあいだでそのような関係が構築されている（あとに示される、西ドイツのダイムラー・ベンツにおける持株構造の事例はモデル・ケースとして、問題解明の鍵を与えるであろう）。

新日本製鉄1社の事例だけでは立証性に乏しいと思われるかもしれないが、松下電器産業のデータを追加しておこう。ここでも、持株比率について同様の傾向が見出されるであろう。このケースにおいても、上位88人が100万株以上の持株を有し、発行済株式総数の62.38%をにぎり（昭和53年度）、第2ブロック株主の持株との間に圧倒的格差をつけていた。さらに、上位10大株主についてみると、その持株累積比率は昭和49年度で33.55%，昭和53年度で29.08%であった。新日鉄のばあいと異り、松下電器産業のケースでは株主構成と株主の順位および持株比率に一定の変化が見られるのが特徴的である。だが、それでも、松下幸之助、松陽産業、松下興産、住友銀行、住友生命、住友海上火災を中心とし、これと三井信託、三菱信託が加わって中核的な主導的株主のコアが確固として形成されていることがわかる。1位から10位までの株主持株比率の落差は新日鉄のケースよりも大きなものがあり、11位以下の第1ブロック内株主との落差がいっう激しいものであることを推測させる。第1ブロック内における上位の株主の持株比率は昭和49年度で50%をこえていた。昭和53年度では50%を割っているかのように見えるが、持株の結合関係を分析していくばそうならないであろうことは明らかである。「株式の広範な分散化」にもかかわらず、上位株主の支配的地位には後退は生じていない。注目されるのは、昭和49年度から昭和53年度における松下電器の発行済株総数にはほとんど変化がなく、住友銀行の持株数にも全く変化はない。ただ、モックスレイ・アンド・カ

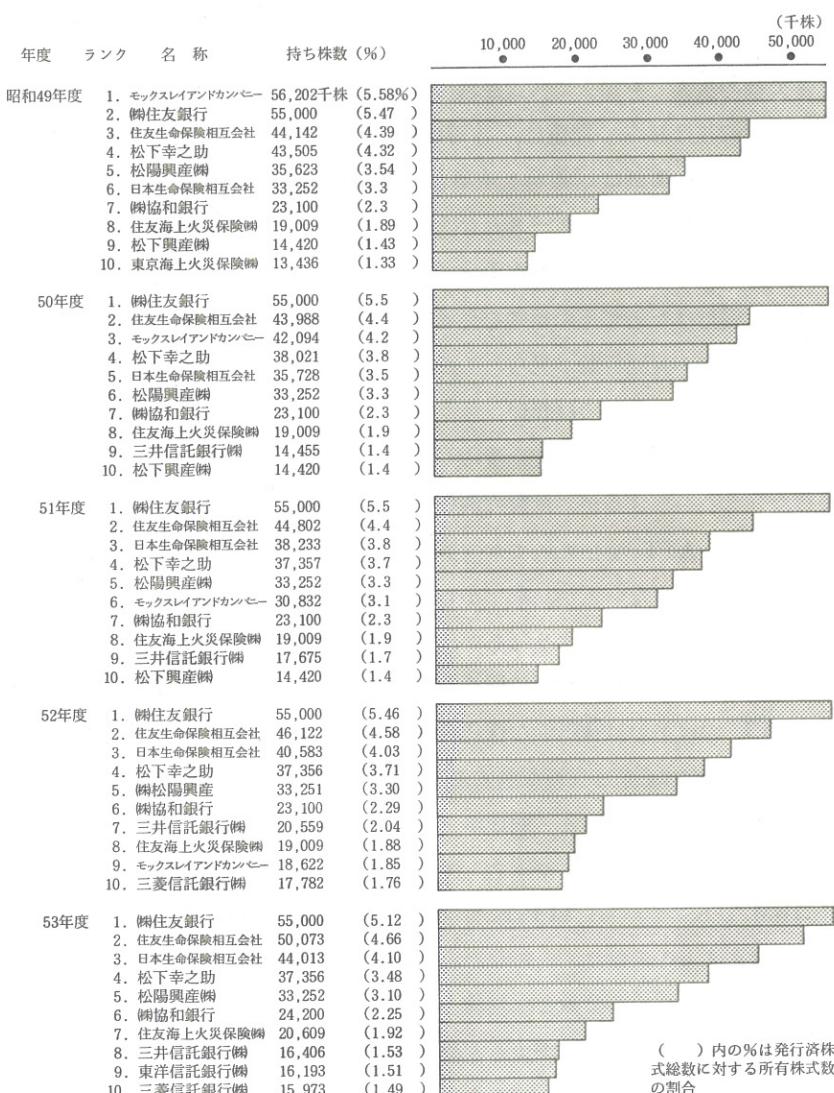
第6表 松下電器産業における株主の状況（所有規模別分布）

年度	区分	1,000千株以上	500千株以上	100千株以上	50千株以上	10千株以上	5千株以上	500株未満	合計
昭和49年度	株主数(口)	77人	44	242	192	3,187	9,020	114,617	23,666
	所有株式数(戸)	603,956,706株	26,206,423	50,500,342	12,562,355	53,728,457	54,953,876	199,862,944	4,728,897
(a) 株式総数に対する割合	0.05%	0.03	0.16	0.13	2.09	5.97	75.90	15.67	1,006,500,000
(b) の割合									100.00
発行済株式総数	60.0%	2.60	5.02	1.25	5.34	5.46	19.86	0.47	100.00
発行済株式総数に対する割合	60.0%								
50年度	株主数(口)	71人	59	278	213	3,085	8,496	107,038	23,315
	所有株式数(戸)	603,511,760株	37,562,602	57,347,128	13,763,177	53,193,105	52,240,188	184,340,154	4,541,886
(a) 株式総数に対する割合	0.1%	—	0.2	0.1	2.2	6.0	75.1	16.3	1,006,500,000
(b) の割合	0.1%								100.00
発行済株式総数	60.0%	3.7	5.7	1.4	5.3	5.2	18.3	0.4	100.00
発行済株式総数に対する割合	60.0%								
51年度	株主数(口)	82人	62	280	226	2,925	7,814	98,279	23,313
	所有株式数(戸)	624,609,030株	38,169,687	57,991,391	14,720,598	50,740,697	48,509,392	168,123,839	4,459,301
(a) 株式総数に対する割合	0.1%	—	0.2	0.2	2.2	5.9	73.9	17.5	1,007,323,935
(b) の割合	0.1%								100.00
発行済株式総数	62.0%	3.8	5.8	1.5	5.0	4.8	16.7	0.4	100.00
発行済株式総数に対する割合	62.0%								
52年度	株主数(口)	80人	50	295	211	3,168	9,004	105,574	22,368
	所有株式数(戸)	610,197,250株	30,994,964	61,337,340	13,742,743	52,859,203	55,371,416	179,148,486	4,240,274
(a) 株式総数に対する割合	0.06%	0.03	0.21	0.15	2.25	6.40	75.01	15.89	1,007,891,676
(b) の割合	0.06%								100.00
発行済株式総数	60.54%	3.08	6.09	1.36	5.24	5.49	17.78	0.42	100.00
発行済株式総数に対する割合	60.54%								
53年度	株主数(口)	88人	52	323	214	3,240	9,333	104,568	21,227
	所有株式数(戸)	669,678,036株	33,212,950	64,558,912	13,782,984	54,055,127	56,963,189	177,406,632	3,997,834
(a) 株式総数に対する割合	0.06%	0.04	0.23	0.15	2.33	6.71	75.21	15.27	1,073,635,664
(b) の割合	0.06%								100.00
発行済株式総数	62.38%	3.09	6.01	1.28	5.03	5.31	16.53	0.37	100.00
発行済株式総数に対する割合	62.38%								

(出所) 加藤 寛・野田一夫監修、『松下電器産業』（シリーズ・日本の企業⑩）、著洋社、1980年、154—155ページ。

現代巨大企業における所有と支配

第7表 松下電器産業の大株主リストとその推移



(出 所) 加藤 寛・野田一夫監修,『松下電器産業』(シリーズ・日本の企業⑩),  
蒼洋社, 1980年, 63ページ。

ンパニーの持株の大幅な変化があり、その減少分が他の上位株主に配分されたことによって調整的変化が生じたことが窺われるだけである。

松下電器においても、「金融機関」株主の圧倒的比重が目立ち、「証券会社」「その他の法人」を加えて株式総数の過半数に達する。この「過半数」ということには意味はなく、問題は、主導的株主を中核とする株主の結合関係である。松下電器の事例は「銀行と産業との融合・癒着」、金融資本体制への巨大企業の組み入れの典型的ケースということができよう。このばかりにも、銀行が直接重役を派遣するような事実は存在しない。しかし、松下電器の経営については、銀行はたえずその動向を見まもっており、重要な問題では両者の密接な直接的協力・共同行動が見られるのである。だが、それは「銀行支配」というような一面的なものではない。

われわれは、その他の巨大企業について、同様のデータを示し、同様の立証を行なうことができるが、紙数の関係もあり省略せざるを得ない。

北原氏が、ATTなどアメリカ企業のばかり、上位株主ブロックの持株累積比率が2%にすぎないとか、数十から百の機関株主の持株累積比率で30~50%にしかならないとか指摘するばかり、持株比率の分散が具体的にどのようなものであるのかを、それぞれの持株構造全体について見ることが必要なのである。ATTのばかりは極限的な株式分散のケースであるが、その全分布について、上記の事例のような分析を試みるならば、持株支配のメカニズムが浮び上ってくることは明らかである。同氏がメトカーフ委員会報告にもとづいて示しているエクソン、テクサコ、ガルフ、モービル、GE、デュポン、GM、フォード、IBM、USスチール、ITT、E.コダックのデータは、基本的な点で、本稿の分析を覆えすものではなく、むしろ、わが国と同じであることを示すものである。それらは、株式の分散と上位株主の持株比率の低下が、大株主による所有と支配の後退をけっして証明するものではない。上位株主が2%とか5%とかの低い持株比率の所有によって企業にたいする支配をむしろ強力に貫徹していくことをそれは示している。したがって、「マネージメント・コントロール型」の企業が支配的となるといったたぐいの主張は全くの戯言かあどけない空想に

## 現代巨大企業における所有と支配

第8表 松下電器産業における発行済株式と株主種類別構成

(イ) 発行済株式総数				53年度			
年度	会社が発行する株式の総数	発行済株式総数	発行済株式総数	株主数	所有株式数(4)	発行済株式総数に対する割合	発行済株式総数に対する割合
昭和49年度	2,700,000,000株	1,006,500,000株	1,006,500,000株	—	—	—	—
50年度	2,700,000,000	1,006,500,000	1,006,500,000	—	—	—	—
51年度	2,700,000,000	1,007,323,935	1,007,323,935	—	—	—	—
52年度	2,700,000,000	1,007,891,676	1,007,891,676	—	—	—	—
53年度	2,700,000,000	1,073,635,664	1,073,635,664	—	—	—	—

(ロ) 株主の状況(所有者別状況)							
年度	昭和49年度	50年度	51年度	52年度	53年度	株主数	所有株式数(4)
区分	株主数 所有株式数(4)	株主数 所有株式数(4)	株主数 所有株式数(4)	株主数 所有株式数(4)	株主数 所有株式数(4)	株主数	所有株式数(4)
政府及び地方公共団体	人 9,900	人 1,000	人 96	人 413,516,183	人 143	428,492,700	42.5
金融機関	133 386,855,732	38,441	137	413,516,183	141.1	160	436,291,677
証券会社	119 10,284,907	1,02	121	8,417,909	0.8	118	15,510,677
その他の法人等	844 133,665,154	13,28	820	136,496,826	13.6	826	137,751,014
個人	772 91,119,873	9,05	848 89,879,070	8.9	802 92,325,618	9.2	747 55,533,029
(うち個人)	(346) (1,973,771)	(0.19)	(333) (1,985,921)	(0.2)	(324) (2,185,502)	(0.2)	(287) (2,317,184)
個人その他	149,146 384,564,434	38,21 140,628	358,189,012	35.6	131,002 333,243,926	33.1	138,827 352,951,564
合計	151,015 1,006,500,000	100.0	142,555 1,006,500,000	100.0	132,981 1,007,323,935	100.0	140,750 1,007,891,676
昭和49年11月20日現在	昭和50年11月20日現在	昭和51年11月20日現在	昭和52年11月20日現在	昭和53年11月20日現在	昭和54年11月20日現在	昭和55年11月20日現在	昭和56年11月20日現在
平均1人当たり持株数 6,665株	平均1人当たり持株数 7,060株	平均1人当たり持株数 7,575株	平均1人当たり持株数 7,161株	平均1人当たり持株数 7,161株	平均1人当たり持株数 7,721株	平均1人当たり持株数 7,721株	平均1人当たり持株数 7,721株

(出所) 加藤 寛・野田一夫監修、「松下電器産業」(シリーズ・日本の企業⑩), 菅洋社, 1980年, 152—153ページ。

しか過ぎないと言わざるを得ない。資本が所有と支配を後退させるなどと考えることは、資本というものの本質を甘く見ていることの現われである。現代資本主義のもとでの資本の所有と支配は高度に洗練された方法と手段で強力に貫徹している。「ブルジョアジーにたいする憎しみを根拠とするような運動や主体の形成は時代おくれだ」というような主張は、資本主義のメカニズムの高度な複雑さに眩惑されて、その冷酷な法則と構造を見ることができなくなった非科学的な空論にすぎない。

いずれにしても、株式の分散化にともなう大株主＝大資本家の所有と支配の後退、「マネージメント・コントロール型」企業支配への傾向というテーゼが成立し得ないことになった以上、大株主の支配力が「『会社それ自体』による所有と支配」へと移行することはあり得ない。北原氏が「会社それ自体」についての法律的解釈を専門の法律学者の支配的見解さえも軽視して勝手な饒舌をふるっているが、この解釈自体が独断的なものである。

株式の分散によってもたらされるのは、所有の大株主への集中である。大衆株主は事実上議決権を持たない無機能株主に転化する。無機能株主が喪った議決権は、大株主への議決権の集中・集積となって現われる。そして、このことは、また、株主総会の権限の形骸化とその権限の取締役会への移行というかたちをとって現われる。取締役会メンバーは支配株主によって選任され、支配株主の利害を代表する。株主総会の権限の形骸化と実質的権限の取締役会への移行は、支配株主＝大資本家への権限の集中を示すものである。したがって、株式の分散によってもたらされるのは、株主権限一般の「会社それ自体」への移行ではなく、取締役会＝支配株主への実質的移行であったのである。北原氏のように、「『会社それ自体』による所有と支配」といった架空の概念を設定しなくとも、また、そのための法律学的饒舌をふるわなくても、現代株式会社の法律は大資本の支配に好都合に構築されているのである。

### 3 金融資本のもとでの所有と支配

この論稿を執筆中に、ソ連科学アカデミー世界経済国際関係研究所の機関

誌『世界経済と国際関係』（1987年11月号）を入手した。同誌には、ア・アニキン教授（経済学博士）が上記研究所で開催された金融資本の諸問題に関する学術討論会での報告をもとに執筆した「現代金融資本の構造と機能」というタイトルの論文が掲載されている。この学術討論会の内容はひきつづき同誌に発表されていくということである。この国での金融資本研究には、レーニンの『帝国主義論』以来の伝統がある。われわれも、そこでの研究成果のいくつかを目にすることができますが、エス・エム・メンシコフ（Станислав Михайлович Меньшков）が1965年に著した『百万長者と経営者——アメリカの金融寡制の現代的構造』（Миллионеры и менеджеры—Современная структура финансовой олигархии США, 『Мысль』, Москва, 1965, 太田譲訳『アメリカ金融寡頭制の構造』ミネルヴァ書房, 1974年）は、アメリカの経済学者ヴィクター・パーロ（Victor Perlo）の『最の金融帝国——アメリカ独占資本の構造と機能——』（*The Empire of High Finance: The structure and operation of monopoly in the United States*, International Publishers, New York, 1957.）以来の画期的なマルクス主義的金融資本分析として注目された。同じ時期に、フランスの金資本・独占資本分析を内容とするアンリ・クロード（Henri Claude）の『資本主義的集中、経済権力とドゴール主義者の権力』（*La concentration capitaliste, pouvoir économique et pouvoir gaulliste*, Éditions Sociales, Paris, 1965. 攝野純夫・上杉聰彦訳『フランスの独占資本——ドゴールの経済的基盤』法大学出版局, 1968年）とか、ゲ・ペ・チュルニコフ（Г. П. Черников）の『フランスの金融寡頭制』（Финансовая олигархия франции, изд. Международные Отношения, Москва, 1966）, ユ・イ・ユダーノフ（Ю. И. Юданов）の『匿名の資本——小国の金融グループ』（Капиталы под псевдонимом: Финансовые группы малых стран, Изд. Международные Отношения, М. 1967）などが出ていている。

このような伝統的実績を背景にして今回の科学アカデミアの金融資本問題学術討論会が開かれていることに注意すべきである。この会議での上記アニキン報告に論及する前に、メンシコフの見解に触れておく必要がある。メンシコフ

マネージャーの前記著作の標題『百万長者と経営者』からも推察されるように、メンシコフのこの著作はアメリカなどで当時現われてきた新しい経営者革命論的潮流を実証的分析をつうじて打碎くことをも1つの重要な目的としていた。メンシコフはそのなかで注目すべき重要な指摘を行なっている。北原氏は、それらの意味を理解できなかったか、故意に無視したかのいずれかであろう。おそらくいずれもでもあっただろう（北原氏、13ページ）。メンシコフは、1960～61年のアメリカの最大110産業会社の取締会の構成に関する調査を独自に行ない、分析している。それによると、合計1639人の取締役総数のうち、634人（39%弱）がこれら企業の雇われ経営者であり、会社数でいえば110社のうち29社（26%）において雇われ経営者が取締役会の過半数を占めていた（取締役会メンバーのうち、雇われ経営者が50%あるいは50%以上の比重を占める会社の数が29社）（第9表）。このデータにもとづいて、メンシコフはつきのように述べている。

第9表 アメリカ110産業会社の取締役構成

(1960—61) [メンシコフの調査]

年間売上高順位による会社階層 (売上がり減少するにつれて) (順位の番号を付してある)	取締役会の成員総数に対する雇われ 経営者の比率別の社数			
	50%以上	50%	25～50%	25%未満
1～10	3	1	3	3
11～20	2	—	5	3
21～30	3	1	3	3
31～40	1	—	7	2
41～50	2	1	3	4
51～60	3	—	3	4
61～70	2	—	6	2
71～80	2	2	6	—
81～90	3	—	4	3
91～100	2	1	4	3
101～110	—	—	6	4
計	23	6	50	31

(出所) メンシコフ『アメリカ金融寡頭制の構造』太田 訳、163ページ。

Меншков, Миллионеры и Менеджеры. стр. 185.

「この資料から、雇われ経営者が形式上多数を占める29最大級会社でかれらが支配していると考えるのは誤まりである。これらの企業内部での力関係の具体的分析（太田訳では「これら企業の力関係の……」となっているが誤訳である）は『経営者革命』論者に一そう致命的な結論をもたらす。

これらの会社の〔取締役会の〕ほとんどで、雇われ職員が量的に『優勢』であることは、支配株の所有者たちが、自分たちに完全に忠実なる人間を取締役の地位に任命する傾向にもとづいている。こうして『逆説的な』結果が得られる。つまり、1つの家族に争う余地ない支配が帰属しているような会社で、まさに『経営者革命』がますます進展しているのである。取締役会で雇われ経営者が優勢であるまさに29社のうちの少くとも12社がこの部類に属する。さらに14社では、2つ以上の家族の手にある大持株の結合と、さらに、取締役会へ派遣されたウォール街の銀行独占体の代表とが、雇われ経営者の側からの支配の可能性をも排除している。……。

こうして、われわれはまったく決定的にこう結論できる。アメリカの最大級産業会社の上位100余社にかんしては、雇われ経営者の側からのどのような支配も存在せず、そななるどのような徴候もない」（太田訳、163ページ。*Меньшков, стр. 185-186.*）。

われわれは、メンシコフを無難に否認する北原氏ではなく、明確なデータにもとづいて立論しているメンシコフを全面的に支持する。

さて、ここで、さきのアニキン報告に論及しなければならないが、その全面的紹介の余地はいまはないので、小論に関係する部分に限って紹介しておくことにしたい。アニキン報告の全体の構成は、前置きおよび「金融資本の概念」、「信用体系」、「銀行と産業との関係」、「金融グループ」、「資本主義的所有の進化」、「貨幣資本の集積」、「金融資本と経済効率」の7節から成立っている。アニキン報告は総論的性格のものであり、そのため、各節の内容の叙述は概説的である。小論に関連して興味のある部分は「資本主義的所有の進化」の箇所であろう。

その節で「所有の株式的形態」（акционерная форма совместности）とい

うことについて語られている。この「所有の株式的形態」があることによって、R. リーフマンが詳しく解明したところの「株式交換」と「参与」制度をつうずる会社支配の入り組んだ体系あるいはネットワークの形成が可能となる。だが、そのために、窮屈的所有者=窮屈的支配者が誰であるかを確定することが困難となった。こうのべて、アニキン報告はさらにつぎのように言う。

「その結果、資本の窮屈的所有者という問題が発生してくる。この所有者というのは多くの株式会社と金融機関の全連鎖によって陰蔽され得るのである。この問題は大きな社会的・政治的意義をもっている。というのは、資本家的搾取者の姿というものがある条件のもとでは洗い流され、特定しがたく、非人格化されてしまうからである。

金融資本にとって決定的意義をもつのは資本家の所有の両極分化 (раздвоение) である。それは、一方で、形式的『受動的』な所有 (小株主、合資会社の株主)、他方で、実質的『能動的』な所有を生み出すのであるが、この後者に支配的所有が帰属するであろう (支配持株株主)。明らかに、金融資本の本質は、つまるところブルジョアジーの一握りのグループが比較的小い自己資本にもとづいて大量の社会的資本を (直接、間接に) 支配する可能性をもつということにある。

所有の諸問題の分析にとって大きな意義をもつのは、資本主義企業の管理のますます増大する職業的専門化であり、それは、明らかにあらゆる傾向をもった現代マネージリアリズム (経営者主義) の客観的基礎である。わが国では、マネージリアリスト理論批判を行なっている文献も存在するけれども、これらの理論にたいするわれわれの態度、それらの理論の基礎にある現実の現象にたいするわれわれの態度は、けっして明確かつ根拠のあるものとは考えられない。このような状態は満足できるものではない。とくに、企業の経営管理というものが現在、社会主义経済にとってなによりも重要性をもつようになってきていることに関連してそうだといえる」 (А. Аникин, Структура и функционирование современного финансового капитала, Мирская Экономика и Международные Отношения, №11 1987, стр.

79-80.——圈点は引用者)。

ここで、とりわけ注目されるのは、株式の分散にともなう株式的所有の両極分化、「能動的」所有者への集中の問題、所有問題における金融資本の本質的意義、現代経営者主義批判の重要ななどについて明確な見解が示されていることである。アニキン報告も北原氏に味方するものではなかった。

最後に、いまひとつの事例にもとづいて、株式の分散が、巨大企業の所有と支配にとってどのような意味をもつか、また、そこに金融資本支配のメカニズムを見出すことができるかを検証し、北原理論の誤まりを裏付けることにしよう。

西ドイツの独占委員会 (Monopolkommission) の第4次基本報告 (*Hauptgutachten 1984/85, Gesamtwirtschaftliche Chancen und Risiken wachsender Unternehmungsgrößen*, Nomos Verlagsgesellschaft, Baden-Baden, 1986.) は、そのなかで、西ドイツ上位100社の資本的絡みあい (Kapitalverflechtungen) を、1982年、1984年について、明らかにしている。その全体的リストを紹介して分析を試みるのは避け (トータルなネットワーク構造を明らかにすること自体きわめて重要な意味をもつてあるが)、ここではダイムラー・ベンツ社だけについて同報告書が明らかにしているところを見るにとどめよう。第10表がそれである。

これでみる限り、ダイムラー・ベンツ社にたいし、西ドイツ3大銀行 (ドイツ・チエ・パンク、ドレスドナー・パンク、コンメリツ・パンク) とアリアンツ保険会社 (アリアンツ生保をふくむ) をはじめ、フリック、ロバート・ボッシュその他の大企業が資本参加のかたちでダイムラーと結びついていることがわかる。なかでも、最大株主 ドイツ・チエ・パンクが圧倒的比重を占める。その持株比率は28.5%である。これによって、ドイツ・チエ・パンクを中心とする大株主群がダイムラー・ベンツ社を支配することが実際にできるのであろうか。わが国の事例についてみた上述の状況からすれば、最大株主 ドイツ・チエ・パンクが28.5%もの持株比率を有することは支配にとって完璧なものであろうことはおよそ推察できる。だが、このデータだけでは、まだ、隔靴搔痒の感がなきにし

第10表 ダイムラー・ベンツ社にたいする西ドイツ上位企業の参加

会社ランク 1984年	被参加会社 企 業 名	会社ランク 1984年	参 加 会 社 企 業 名	持株比率 (1984年)
2	Daimler-Benz AG	10	Robert Bosch GmbH	1.61%
		12	Deutsche Bank AG	28.5
		20	Friedrich Flick Industrie- verwaltung KGaA	10
		21	Dresdner Bank AG	1.61
		27	Allianz Versicherungs- AG (Allianz Lebens- Versicherungs AG をふくむ)	1.61
		34	Commerzbank AG	1.61
		95	Wohnungswirtschaft Wüstenrot Verwaltungs- und Finanzierungs- gesellschaft mbH	0.4

(出 所) Monopolkomission, *Hauptgutachten 1983/84*, S. 139.

もあらずである。

そこで、今度は、西ドイツの代替経済政策作業グループ (Arbeitsgruppe Alternative Wirtschaftspolitik) と称する学者・研究者グループによる提言『メモランダム'84』(Memorandum '84) で示されている1981年のデータを見てみよう。そこではつぎのようになっていた。

第11表 ダイムラー・ベンツへの資本参加

企 業 ランク	企 業 者	所有者 I	持株率 (%)	所有者 II	持株率 (%)	所有者 III	持株率 (%)
3	Daimler-Benz AG	Deutsche Bank AG	28.1	Mercedes-Auto- mobil-Holding AG	25.0	Stella-Auto- mobil-Beteili- gungs-GmbH	25.0 ← Commerzbank AG
				←		Stern-Auto- mobil-Beteili- gungs-GmbH	25.0 ← Bayerische Landesbank Dresdner Bank AG 25.0

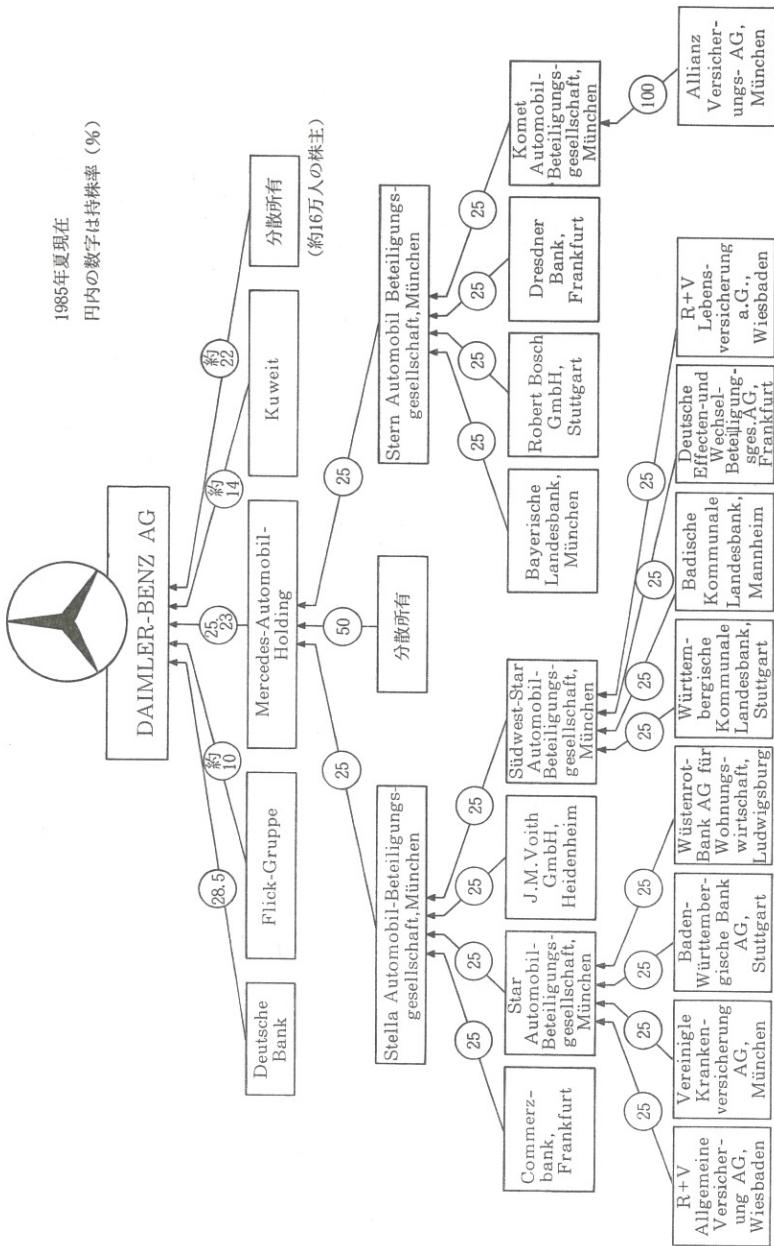
(出 所) Memorandum '84, S. 555.

これでみると、ドイツ・バンクは「所有者Ⅰ」のランクにある。コンメルツ・バンク、ドレッスナー・バンクは「所有者Ⅲ」のランクにあり、それぞれが「シュテラ自動車参加会社」、「シュテルン自動車参加会社」をつうじて、また、さらにこの2つの参加会社が「メルセデス自動車持株会社」を形成するかたちで間接的と思われる参加の仕方をしていることがわかる。なお、この図表では、アリアンツ保険の姿が見えない。

なぜ、このような手の混んだ資本参加の方法をとらねばならないのであろうか。

この疑問は、第1図を見てはじめて氷解されるであろう。これは西ドイツの週間誌『シュピーゲル』が明らかにしたものであるが、この図表のタイトルは「広範な分散」(breit gestreut) となっている。要するに、アニキン報告が指摘するように、最小の資本所有で巨大な社会的資本を支配するためにとられたのがこのような複雑な資本参加のピラミッド型形態であったのである。クウェート政府の約14%の持株も、16万人の分散株主と同じ無機能株主の位置と役割を与えられているにすぎないのである。また、第2次ランクにおける「分散所有」(Streubesitz) も、同様の役割を演じさせられているにすぎない。ここでも「窮極的支配者」=「自然人」は表面に出ず、「ドイツ・バンク」のような「会社それ自体」が支配しているかのように見える。ドイツ・バンクの代表頭取ヘルハウゼンがダイムラーの取締役として加わり、社長(Vorsitzender) を兼任している。だが、ヘルハウゼンは「窮極的所有者・支配者」ではなく、また、ヘルハウゼンが前任のヴィルヘルム・グートを解任して現在の地位についたのも、彼の力によるものではない。「窮極的支配者」の姿をとらえることができないことが「『会社それ自体』による所有と支配」を認めることにはならない。これ以上の立証が困難だということにすぎないのであって、それは奇妙なカテゴリーを創造する根拠とはなり得ない。

第1図 ダイムラーベンツにおける所有と支配



結びにかえて

北原勇氏の『「会社それ自体」による所有と支配』の主張に関連して、まだ述べるべき事柄は多くある、重役兼任制=人的結合の問題とか、銀行の役割とかがそういったものである。だが、ここでは、北原理論の基本的的前提が果たして成立し得るかどうかの検証に重点が置かれたので、問題がそこだけに絞られるを得なかった。しかし、以上の限られた論証によっても、北原理論の非現実性、そのイデオロギー性を明らかにし得たものと確信する。北原理論が社会主義への新しい道を示すところの革新的理論であるかのような装いにもかかよらず、それがバーリ＝ミーンズ流の「経営者主義」理論の焼き直しにすぎないことが明らかになったであろう。だが、問題は単にイデオロギー批判にとどまっているだけで済ますわけにはいかない、ということである。現代資本主義における所有と支配の複雑な構造を具体的に解明していく課題は、依然としてわれわれに課せられているのである。

〔1985・11・22〕

